

# 工 事 設 計 書

|         |       |            |     |
|---------|-------|------------|-----|
| 施 行 年 度 | 令和元年度 | 契 約 番 号    | 伊賀市 |
|         |       | 2019000829 |     |

|       |                        |  |  |
|-------|------------------------|--|--|
| 工 事 名 | 上野南部配水池他 3 箇所残留塩素計更新工事 |  |  |
|-------|------------------------|--|--|

|         |                    |     |     |
|---------|--------------------|-----|-----|
| 施 工 場 所 | 伊賀市 守田町 他 3 箇所 地 内 | 課 長 | 係 長 |
|         |                    |     |     |

|     |      |       |       |
|-----|------|-------|-------|
| 工 種 | 機械設備 | 設 計 者 | 検 算 者 |
|     |      |       |       |

|         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 設 計 金 額 | 円 内消費税相当額 | 円 |
|---------|-----------|---|

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 工 期 | 令和元年 9 月 1 3 日 | 日 間 |
|-----|----------------|-----|

|           |         |
|-----------|---------|
| 工 事 の 大 要 | 起 工 理 由 |
|-----------|---------|

|  |                    |
|--|--------------------|
| <p>上野南部配水池・北部配水池・高区中継ポンプ場・高区配水池<br/>残留塩素計 4 台<br/>既存機器撤去・設置工 一式<br/>試運転調整 一式</p> | <p>別 紙 の と お り</p> |
|--|--------------------|

| 設 計 内 訳 書     |    |    |    |    |     |     |     |            |
|---------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|------------|
| 費目            | 工種 | 種別 | 細別 | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要        |
| 本工事費          |    |    |    |    |     |     |     |            |
| 機器費           |    |    |    | 式  | 1   |     |     | 第0001号 明細表 |
| 材料費           |    |    |    | 式  | 1   |     |     | 第0001号 明細表 |
| 施工費           |    |    |    | 式  | 1   |     |     | 第0002号 明細表 |
| 直接工事費計        |    |    |    | 式  |     |     |     |            |
| 共通仮設費         |    |    |    | 式  | 1   |     |     |            |
| 純工事費          |    |    |    | 式  |     |     |     |            |
| 現場管理費         |    |    |    | 式  | 1   |     |     |            |
| 工事原価          |    |    |    | 式  |     |     |     |            |
| 一般管理費         |    |    |    | 式  | 1   |     |     |            |
| 工事価格          |    |    |    | 式  |     |     |     |            |
| 消費税及び地方消費税相当額 |    |    |    | 式  | 1   |     |     |            |
| 本工事費計         |    |    |    | 式  |     |     |     |            |
|               |    |    |    |    |     |     |     |            |
|               |    |    |    |    |     |     |     |            |

第0001号 明細表

1式

(上段：前回 下段：今回)

| 名称        | 規格        | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|-----------|-----------|----|----|----|----|----|
| 材料費       |           |    |    |    |    |    |
| 機器費       |           |    |    |    |    |    |
| 無試薬残留塩素計  | 0~3mg/L   | 台  | 4  |    |    |    |
| ポールスタンション |           | 式  | 4  |    |    |    |
|           |           |    |    |    |    |    |
|           | 小計        |    |    |    |    |    |
|           |           |    |    |    |    |    |
| 消耗材料費     |           |    |    |    |    |    |
| 配管材料費     | 試料水・排水接続用 | 式  | 1  |    |    |    |
| 配線材料      | 電線管等      | 式  | 1  |    |    |    |
|           |           |    |    |    |    |    |
|           | 小計        |    |    |    |    |    |
|           |           |    |    |    |    |    |
|           |           |    |    |    |    |    |



**上野南部配水池他3箇所残留塩素計更新工事**

**特記仕様書**

**2019年度**

**伊賀市上下水道部**

# 目 次

|       |         |
|-------|---------|
| 第 1 章 | 総 則     |
| 第 1 節 | 一般事項    |
| 第 2 章 | 機械設備    |
| 第 1 節 | 設備概要    |
| 第 2 節 | 機器概要    |
| 第 3 章 | 据付工事    |
| 第 1 節 | 据付工事    |
| 第 2 節 | 電気配線工事  |
| 第 3 節 | 塗装工事    |
| 第 4 節 | 試運転調整   |
| 第 5 節 | 引渡し及び保証 |

# 第1章 総則

## 第1節 一般事項

1. 本工事は以下に記載する工事を当市の契約規定、関係法規、一般仕様書、特記仕様書及び設計図書並びに係員の指示に従い、誠意をもって完全なる施工をなすものとし、後記の関連法規及び規格を遵守し施工を行うこと。
2. 本工事受注者は一般仕様書、本特記仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示してない事項でも、施工上当然必要な足場等の仮設および設備等は受注者の責任において行わなければならない。
3. 本工事受注者は関係諸官庁、電力会社、保安協会、N T T等に対する一切の手続きを代行するとともに、常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないように注意しなければならない。なお、これに必要な経費は、受注者の負担とする。特に施設の運転には支障のないように注意しなければならない。
4. 本工事の施工に当たっては承認図を提出し、当市係員の承認を得るものとするが、仕様書の変更については係員が認めた場合について行うことができる。
5. 本工事について受注者は、水道施設課の監督員から求められた場合、次の工事関係図書を各2部提出すること。これらに要する費用は受注者の負担とすること。
  - [1] 納入図
    - (1) 機器外形図、詳細図、結線図
    - (2) 機器配置図
    - (3) 配管配線詳細図
    - (4) その他、当市が指示するもの
  - [2] 完成図書
    - (1) 維持管理に必要な操作説明図書
    - (2) 各種機器試験成績表
    - (3) 各種機器取扱説明書
6. 本工事竣工までの機器材料の保管の責任は受注者によるものとする。
7. 本工事施工中に建造物、機械設備等の関係でおきる機器の配置、配管路の軽微なる変更は受注者において行うこと。
8. 取り合い  
配管設備、電気計装設備に関連するもので他の業者に作成依頼もしくは、作業取り合いが発生すると思われるものについては、受注後に他の施工図とは別途に施工図を提出して、工事の円滑な進捗をはかること。
9. 工場立会い検査  
当市が指定する機器については工場立会い検査を行う。検査に要する費用は受注者の負担とする。
10. 関連法規及び準拠規格
  - (1) 日本水道協会規格 (J W W A)
  - (2) 水道施設設計指針 (日本水道協会)
  - (3) 電気設備技術基準 (経済産業省令)
  - (4) 日本工業規格 (J I S)
  - (5) 日本電機工業会規格 (J E M)
  - (6) 電気規格調査会標準規格 (J E C)

- (7) 機械、電気設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部編)  
(8) その他関係法規、規格及び基準

## 第2章 機械設備

### 第1節 設備概要

本機器は、各施設の残留塩素を測定しテレメーターにより遠方監視するため設置され、設置より20年以上経過していることから当該機器を更新するものである。

### 第2節 機器概要

#### 1. 機器

残留塩素計 4台  
測定方法 ポーラログラフ式 電源 AC100V 60Hz  
測定範囲 0 ~ 3 mg/L  
アナログ出力 DC 4 ~ 20mA 1点 DC24V程度  
接点出力 無電圧接点 アラーム・エラー 各1点  
サンプル流量 1000mL/分 以下

#### 2. その他

残留塩素計支持パイプスタンド 既存流用 φ50  
試料水配管 既存流用 既存残留塩素計下部仕切弁まで  
排水管 既存流用 既存残留塩素計下部まで  
電線・電線管 電源線・信号線 2sq 既存流用

#### 既存残留塩素計撤去機器

|        |               |                |
|--------|---------------|----------------|
| 別添図面参照 | No1 指示変換部 撤去  | No2 分析部 撤去     |
|        | No3 脱泡槽 撤去    | No4 ゼロ水フィルタ 撤去 |
|        | No5 校正液タンク 撤去 |                |

## 第3章 据付工事

### 第1節 据付工事

1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行ない、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
2. 本工事場所は、浄水場施設のため、施設、設備の維持管理に支障を与えないよう施工するとともに、油類及び汚水等で汚染しないよう衛生管理にも十分注意して施工すること。
3. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。

### 第2節 電気配線工事

1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定及び仕様に適合した工事でなければならない。
  - (1) 内線規定専門部会 内線規定 (JEAC)
  - (2) 社団法人公共建設協会 電気設備工事共通仕様書
2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。

### 第3節 塗装工事

1. 各機器の塗装は、特記なき限り製作者の標準塗装とする。但し、仕上げ色については、当市の指示によるものとする。
2. 据付後、損傷箇所がある場合はその補修塗装を行うものとする。

### 第4節 試運転調整

1. 各機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い必要な成績書を提出すること。
2. 試運転終了後、当市係員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

### 第5節 引渡しおよび保証

1. 本工事の引渡しは、当市係員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
2. 本工事引渡し後の保証期間は、満1ヶ年とする。なお、保障期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目   | 明示事項   | 条件及び内容   |
|--------|--|--|
| 工程関係   | <input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり<br><input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり<br><input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了<br><input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | <input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整<br><input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）<br><input type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ）<br>施工方法（ ）<br><input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）<br><input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ））<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 用地関係   | <input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  | <input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）<br><input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ）<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km）<br><input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 公害対策関係 | <input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり<br><input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | <input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ））<br><input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> 施工時期（ ）<br><input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定<br><input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> 調査費（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   |
| 安全対策関係 | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり<br><input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限<br><input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり<br><input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外<br><input type="checkbox"/> 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人））<br>（注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）<br><input type="checkbox"/> 施工時間の制限<br><input type="checkbox"/> 工法制限あり<br>・近接公共施設名等（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ））<br>・制限を受ける工種（ ）<br>・制限内容（ ）<br><input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ））<br><input type="checkbox"/> イメージアップの内容（率分）（ ）<br><input type="checkbox"/> イメージアップの内容（積上）（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明 示 項 目        | 明 示 事 項   | 条 件 及 び 内 容  |
|----------------|---|--|
| 工事用道路関係        | <input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり<br><input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり<br><br><input type="checkbox"/> その他（ ）  | <input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   |
| 仮設備関係          | <input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり<br><br><input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  | <input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 転用あり（ 回）<br><input type="checkbox"/> 兼用あり（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 施工方法（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 残土・産業廃棄物関係     | <input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）<br><input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり<br><br><input type="checkbox"/> 提出書類あり<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | <input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） 運搬距離（L= km）<br><input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ） ）<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） ）<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】<br><input type="checkbox"/> 処分地での処理費（ <input type="checkbox"/> 計上あり（ <input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）<br><input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ）<br><input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理<br>アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 工事支障物件関係       | <input type="checkbox"/> 工事支障物件あり<br><br><input type="checkbox"/> その他   | <input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ））<br><input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議）<br><input type="checkbox"/> 防護（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   |
| 排水工（濁水処理を含む）関係 | <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり<br><input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | <input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ）<br><input type="checkbox"/> 調査項目（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明 示 項 目 | 明 示 事 項   | 条 件 及 び 内 容  |
|---------|---|--|
| 薬液注入関係  | <input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり<br><input type="checkbox"/> 提出書類あり<br><input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                                      | <input type="checkbox"/> 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ）<br><input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 再生材使用関係 | <input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり<br><input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）<br><input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | <input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ）<br><input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）<br><input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）<br><input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。（認定製品の品名： ）<br>【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】<br><input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。（認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| そ の 他   | <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり<br><input type="checkbox"/> 現場発生品あり<br><input type="checkbox"/> 支給品あり<br><input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり<br><input type="checkbox"/> その他（ ）        | <input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ）<br>時期（平成 年 月 日） その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））<br><input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））<br>数量（ ） 運搬距離（L＝ km）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 適 用 条 件 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成30年7月1日））<br><input checked="" type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用<br><input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）<br><input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）<br><input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）<br><input type="checkbox"/> 支援技術者<br>1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。<br>2. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。<br>3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。<br>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：<br><input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン（案）（平成29年7月1日）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）<br><input type="checkbox"/> その他（ 三重県を伊賀市と読み替える。 ） |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

| 明 示 項 目  | 明 示 事 項  | 条 件 及 び 内 容   |
|--|--|---|
| 監督の区分<br>（共通仕様書<br>第1編第1章<br>1-1-22条第6<br>項に規定する<br>表1-2、表1-3） | <input checked="" type="checkbox"/> 一般監督<br>（ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ<br>た場合は、全ての工種を重点監督とする。）<br><br><input type="checkbox"/> 重点監督  | 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】<br><input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。<br><input type="checkbox"/> 対象工種（ ）<br>※これ以外は、一般監督とする。   |
| 入札・契約方式  | <input type="checkbox"/> 入札時VE方式<br><input type="checkbox"/> 契約後VE方式<br><input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式<br><input type="checkbox"/> プロポーザル方式<br><input type="checkbox"/> 総合評価方式 | <input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。<br><input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。<br><input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。<br><br><input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、<br>貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。  |
| 電子納品   | <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む）<br><input type="checkbox"/> 電子納品対象外  | <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。<br>電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。<br><input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（平成 29年 4月改訂）を適用  |
| 産業廃棄物税   |  | <input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31<br>日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間<br>を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。   |
| 工事カルテ<br>作成・登録   |  | <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。  |
| 建設副産物情報<br>交換システム  |  | <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。  |
| 市内企業<br>優先使用   | <input checked="" type="checkbox"/> 市内企業優先使用   | <input checked="" type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含<br>む）を有する者の中から選定するよう努めること。   |
| 県内産製品<br>優先使用  | <input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用   | <input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。<br><input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。  |
| 不当介入を<br>受けた場合の<br>措置  | <input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置  | <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第1号）を受けた場合の措置につい<br>(1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号）による不当介入を受けた場<br>合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必<br>要な協力をを行うこと。<br>(2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者<br>への報告は必ず文書で行うこと。<br>(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこ |
| 工事实態調査   | <input checked="" type="checkbox"/> 工事实態調査   | <input checked="" type="checkbox"/> 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同<br>実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。   |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
平成29年11月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

| 明 示 項 目    | 明 示 事 項   | 条 件 及 び 内 容  |
|------------|---|--|
| 社会保険等未加入対策 | <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策<br>（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険） | <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約（受注者が直接締結する請負契約に限る。）の相手方としてはならない。<br><input checked="" type="checkbox"/> 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。<br><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。 |

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
 平成29年11月